

令和4年度

始良市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

公募型プロポーザル実施要領

始良市

令和4年9月

始良市企業版ふるさと納税マッチング支援業務公募型プロポーザル実施要領

この「実施要領」は、始良市（以下「本市」という。）が実施する「始良市企業版ふるさと納税マッチング支援業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務概要

(1) 業務名

始良市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 業務目的

本市では、令和 2 年 11 月 6 日付け地域再生計画「始良市まち・ひと・しごと創生推進計画」に基づき、地方再生応援税制を活用した寄附の受け入れを行っている。

本業務は、「始良市まち・ひと・しごと創生推進計画」の事業を行うにあたり、事業者独自の取り組みを活かし、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行い、寄附の獲得を目指すものである。

(3) 業務内容

別紙「始良市企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(5) 上限額

本業務を通じて行われた寄附金額の 20%以内（消費税別、成果報酬型）

2 参加資格

本手続きに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (4) 始良市暴力団排除条例（平成 24 年始良市条例第 33 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与するなどの当該条例に違反する行為がないこと。
- (5) 本業務と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、地方創生応援税制に精通していること。

3 提案手続き

実 施 内 容	日 程
プロポーザル実施要領の公表	令和4年9月5日（月）
質問書提出期限	令和4年9月14日（水）正午
質問に対する回答公表	令和4年9月16日（金）午後5時から
参加申込書の提出期限	令和4年9月22日（木）午後5時まで
参加辞退届の提出期限	令和4年9月28日（水）午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和4年9月30日（金）午後5時まで
書類審査	令和4年10月13日（木）（予定）
審査結果通知	令和4年10月中旬
契約締結	令和4年10月下旬

(1) 提案募集の期間

- ・期 間 令和4年9月5日（月）から令和4年9月30日（金）まで

(2) 質問の受付

本募集要領及び仕様書の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

- ・期 限 令和4年9月14日（水）正午まで
- ・方 法 質問書【様式第5号】により電子メールで受け付ける。なお、送信後に到着確認を必ず行うこと。
- ・連絡先 E-mail：kigyo@city.aira.lg.jp
- ・回 答 令和4年9月16日（金）午後5時から、本市ホームページ上に回答を公開する。個別の回答は行わず、質問者の事業者名も公表しない。
- ・注意事項
 - ア メール標題に「始良市企業版ふるさと納税マッチング支援業務に関する質問」と明示すること。
 - イ 質問の内容を確認するため、本市から問い合わせる場合がある。
 - ウ 質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。

(3) 参加申込書の提出

- ・期 限 令和4年9月22日（木）午後5時 必着（持参又は郵送）
- ・提出物 参加申込書【様式第1号】
参加資格要件確認表【様式第2号】
会社概要書【様式第3号】
実務実績書【様式第4号】
その他資料（参加申込者の概要がわかる資料（パンフレット可））
- ・部 数 各1部
- ・提出先 〒899-5294 鹿児島県始良市加治木町本町253番地
始良市役所 企画部 商工観光課 企業商工係 あて
TEL 0995-66-3145（直通）
- ・参加申込書提出に係る留意点

ア 参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式第6号】を提出すること。なお、提案を辞退した場合においても、本市に係る他の案件での入札には一切影響はない。

期 限 令和4年9月28日（水）午後5時まで

イ 1事業者当たり、提案は1件とする。

(4) 企画提案書の提出

・期 限 令和4年9月30日（金）午後5時 必着（持参又は郵送）

・提出物 ア 企画提案書【様式第7号】

イ 業務実施体制等説明書【様式第8号】

ウ 業務実施方針（任意様式、4ページ以内）

エ 見積書【様式第9号】

オ 定款

カ 財務状況のわかる直近の書類

キ 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（写し可。
租税公課の納税証明書等）

ク その他、提案企画の説明に必要な資料

・企画提案書の形式

用紙サイズはA4判とする。提出部数は、7部とする。

・提出先 上記参加申込書提出先と同じ

・その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

5 書類審査及び契約候補者の決定

提出された書類について、始良市企業版ふるさと納税マッチング支援業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において内容を審査・評価を行い、総得点により、契約候補者を選定する。なお、審査は全て非公開とする。

審査結果は、全ての提案者に対し、電子メール及び文書により通知する。なお、選考されなかった者からの非選考理由及びこれに関する事項についての質問、説明請求及び意見等は、受け付けないものとする。

(1) 審査基準

評 価 項 目	
1 業務実施方針	・ 寄附見込企業に対する働きかけの方法は効果的かつ現実性のあるものとなっているか。 ・ P Rや地方創生事業の企画助言等、寄附獲得に資する支援について効果的な提案がされているか。 ・ 提案内容の業務実施頻度・時期等は妥当か。
2 業務遂行能力	・ 制度及び業務の目的を理解し、業務適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。 ・ 自治体や企業における類似業務の受注実績があるか。
3 見積金額	・ 適切かつ費用対効果が見込める金額であるか。

なお、企画提案は本市がこれまで実施した下記の取組等を踏まえ、企画提案を行うこと。

ア 始良市ホームページを活用した企業への寄附の呼びかけ

イ 市外に本社がある市内支店等への郵送による企業版ふるさと納税の紹介

ウ 令和4年度版始良市企業版ふるさと納税寄附募集事業紹介パンフレットの作成

(2) 結果通知

・日 程 令和4年10月中旬 予定

・方 法 電子メール及び文書にて通知する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

6 契約締結

- (1) 受託候補者と交渉が成立した場合において、始良市契約規則の規定により契約を締結する。
- (2) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。
- (3) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づき決定する。
- (4) 選定後、契約の資格要件を満たさなくなった場合は、受託候補者としての資格を取り消す場合がある。

7 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に不備があると事務局が判断した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合

8 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 書類提出後の提案等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 選定に関する異議は受け付けない。

9 問い合わせ先

〒899-5294 鹿児島県始良市加治木町本町 253 番地

始良市役所 企画部 商工観光課 企業商工係

電話番号 0995-66-3145（直通） FAX 番号 0995-65-6964

メールアドレス kigyo@city.aira.lg.jp